

かながわ くらしデキスト

皆さんが安心して、よりよいくらしを送っていただくための「応援テキスト」です。
「ニャン吉とマキマキちゃん」と一緒にさまざまな事例を知り、かしこい消費者をめざしましょう！



ニャン吉

マキマキちゃん

身に覚えのないハガキが突然届いて、
このままでは訴えられてしまうみたいだけど、どうすればいいの!?



ハガキで身に覚えのない請求をされたら、あなたならどうしますか？
正しいと思うものはどれでしょう。

- ☐ ア 身に覚えのない請求だったので、請求を取り消してもらうために相手に連絡する。
- ☐ イ ハガキの差出元が国の機関のような名称なので、とりあえず支払う。
- ☐ ウ 「裁判になる」と書かれているが、いきなりメールやはがきで裁判の通知が来ることはないので、無視する。
- ☐ エ 請求を放っておくのは心配なので、インターネットで事例を検索して、広告が出ている窓口相談する。



次のページを読んで考えてみましょう。

答え・解説は P3



事例紹介「身に覚えのない総合消費料金未納のハガキが…」

ここでは、桃子さん(60歳代 女性)のケースをもとに、見ていきましょう。



総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ355

この度ご通知致したのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書一通郵送させて頂きますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせて頂きます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年〇月〇日

民事訴訟管理センター

〒102-8688

東京都千代田区九段南1-■■■

消費者相談窓口 03-■■■■■■■■

受付時間 9:00~20:00

1 ある日、私宛てに民事訴訟管理センターより「総合消費料金未納」と書かれたハガキが届いた。

「国からかしら…。総合消費料金未納? 訴訟になる? 差押えをする? 一体何のこと? 全く身に覚えがないわ。」

弁護士を名乗る者



訴訟取下げ費用として50万円をお支払いください…

全く身に覚えがありません



2 自分には全く身に覚えがないので、記載されていた連絡先に急いで電話をすると弁護士を紹介された。

桃子さん「自分には全く身に覚えがないのですが…」

弁護士を名乗る者「それでは、訴訟取下げ費用として50万円をお支払いください。」

3 訴訟の取下げ費用としてコンビニでプリペイド型電子マネーを購入し、番号を伝えるように指示され、指示どおりにした…。

「心配で指示どおりに番号を伝えただけ、何か変だわ…。これって詐欺かも。」



どうすればいいの?
対処法は?

こんな手口にご注意!

◆「訴訟」「裁判」「差押え」など不安をあおって連絡させようとしています。

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」や「少額消費料金未納に関する訴訟最終告知」などといったハガキで「訴訟を開始します」「連絡がない場合には給与や不動産の差押えを行います」などと不安をあおり、連絡させようとしています。

◆あたかも公的機関のような名称が書かれています。

ハガキの送信元が「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」や「訴訟管理事務局センター」と記載されていますが、実在の公的機関ではありません。あたかも公的機関からの通知と思わせ、実際に裁判が行われると信じ込ませるような書面となっているため、注意が必要です。

◆最近、プリペイドカード型電子マネーによる支払を要求されることが増えています。

実際に被害に遭ったケースでは、コンビニエンスストアでプリペイドカード型電子マネー(注)を購入するように指示され、カード番号を伝えるように要求されます。

(注)カードに記録された文字列(番号)をパソコン上に入力することで、オンラインショッピングなどでの支払が可能となります。コンビニエンスストアや量販店など、様々な場所で販売されています。

どうすれば!?



✓ 無視をする!あわててこちらから連絡しない!

このような身に覚えのない請求には、決してあわてて連絡をせず、無視してください。

もし連絡すると、氏名・住所・電話番号などの個人情報が知られたり、電話口で脅されるなど、さらに被害が拡大する可能性があります。

✓ 訴訟に関する書類はハガキでは送られません!

訴訟に関する書類(呼出状、支払督促)がハガキで送られることはなく、「特別送達」という特別な郵便で配達されます。送られたハガキを放置しておいても、そのまま民事訴訟に移行することはありません。

✓ プリペイドカード型電子マネーでの支払を要求されたら詐欺!

プリペイドカード型電子マネーでの支払を要求されたら詐欺と疑ってみましょう。カード番号を相手に伝えることは、相手にお金を渡していることと同じです。プリペイドカード番号を絶対に他人に伝えてはいけません。

もし番号を伝えてしまった場合、支払った金額を取り戻すことは非常に困難となります。早急にプリペイドカード発行会社に問い合わせ、警察にも相談しましょう。

県消費生活課ホームページでは、よくある消費生活相談事例を掲載しています。

神奈川県 消費生活トラブル相談事例

検索

消費者トラブルで困ったとき、迷ったときは、身近な消費生活センターへご相談を

消費者ホットライン

局番なし188番へ!

P1の答え・解説 ▶▶▶

○ 正しいもの: **ウ** 裁判に関する通知は「特別送達」という特別な郵便で配達されます。

× 間違っているもの: **ア** 無視することが一番です。連絡してはいけません。 **イ** 誰もが知っている大手通信事業者や公的機関に類似した名称で請求し、本物のように思わせる手口が増えています。 **エ** インターネットで検索すると、民間事業者による相談窓口も出てきます。こうした事業者の相談窓口で解決を請け負うと言われ、料金や契約トラブルに巻き込まれるケースが見られますので、民間事業者ではなく、公的な相談窓口である消費者ホットライン188(イヤヤ!)に相談しましょう。

神奈川県内の消費生活相談 最新情報! (平成28年度 消費生活相談概要より※)

※くわしい内容は、県消費生活課ホームページに掲載しています。 [神奈川県消費生活課 H28 相談概要](#) [検索](#)

平成28年度の全体の状況はどうなっているの?

- 平成28年度に県内の消費生活センター等で受け付けた苦情相談件数は、**64,601件**。平成27年度(67,272件)と比べると4.0%減少しています。
- 最も多いのは「**デジタルコンテンツ**」に関する相談で、**増加が目立つのは「健康食品」や「化粧品」に関する相談**となっています。

苦情相談の多い上位品目

	品 目	件 数	前年度比	コ メ ン ト
1	デジタルコンテンツ	13,043	↓	有料情報サイトの未納料金を請求されるなどの「架空請求」や、アダルトサイトをクリックしたら高額な会費を請求される「ワンクリック請求」などの相談。
2	不動産貸借	3,056	↓	賃貸アパートの原状回復や敷金の清算トラブルなどの相談。
3	工事・建築	2,619	↓	訪問販売による屋根工事やリフォーム工事トラブルなどの相談。
4	商品一般	2,543	↑	身に覚えのないクレジットカードの請求、個人情報がかもれている、不審な電話勧誘・メール…など、いろいろ。
5	インターネット接続回線	2,149	↓	プロバイダやインターネット回線のサービス内容、料金等に関する相談。

〈 参 考 〉

6	健康食品	1,926	↑	「お試しのつもりで購入したが、定期購入契約だった」との相談が急増。
11	化粧品	961	↑	「お試しのつもりで購入したが、定期購入契約だった」との相談が急増。

商品一般についての相談が増加しているんだニャ…。



28年度の相談全体の4分の1以上は高齢者からの相談なのね。



高齢者(契約当事者年齢が65歳以上の者)の相談について

- 高齢者の苦情相談件数は**17,820件**で、依然高水準となっています。
- 高齢者の相談の占める割合が高い品目をみると、「**公社債**」「**株**」「**ファンド型投資商品**」といった金融関連商品のほか、「**山林**」といった**原野商法の二次被害の高額取引に係る相談**が多く寄せられています。

平成28年度 高齢者の相談の占める割合が多い品目

	品 目	高齢者の占める割合	主な相談内容
1	公社債	84.1%	債権を購入する権利がある、債権を譲ってほしいなどの不審な電話がある。
2	山林	81.5%	過去に購入した山林を売りたいとの事業者と契約したが、別の土地を買わされたようだ。
3	老人ホーム	77.4%	老人ホームの優先入居権がある、権利を譲ってほしいなどの不審な電話がある。
4	株	74.8%	以前に未公開株を購入したが、未だに上場されない。
5	駆除サービス	72.2%	無料でシロアリ点検すると訪問してきた事業者と高額な契約をさせられた。
6	社会保険	65.9%	市役所を名乗り、医療費の還付があるとの電話があった。
7	建物清掃サービス	62.4%	排水管高圧洗浄のチラシが入っていたが、信用できる事業者か。
8	ファンド型投資商品	54.5%	新ビジネス、太陽光等への投資で儲かると言われ出資したが、出資金が返金されない。
9	ふとん類	53.6%	高齢の親が訪問業者から次々と高額なふとん類を契約した。どうすればよいか。
10	固定電話サービス	52.3%	IP電話や光回線に切り替えると電話代が安くなるとの電話があった。信用できるか。

「かながわくらしテキスト」は、県機関・公民館・図書館・金融機関・一部スーパーマーケットなどにおいてあります。この冊子は、再生紙を使用しています。